

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 2 1 号

瀬戸市行政手続条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続条例（平成 9 年瀬戸市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第 1 5 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第 1 5 条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
2 <省略>	2 <省略>
3 行政庁は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を瀬戸市公告式条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の <u>名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及</u>	

び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を瀬戸市公告式条例（昭和36年瀬戸市条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像画面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2から4まで <省略>

（続行期日の指定）

第22条 <省略>

2 <省略>

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるもの

（代理人）

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2から4まで <省略>

（続行期日の指定）

第22条 <省略>

2 <省略>

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲

とする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。	<u>示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。